

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前												
<p>（定員）</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）警察官 <u>1,193人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>127人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>659人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>345人</u></p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1"><tr><td>警視</td><td>1人</td></tr><tr><td>警部</td><td>1人</td></tr><tr><td>警部補・巡査部長</td><td>6人</td></tr><tr><td>巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）</td><td>2人</td></tr></table> <p>6 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。</u></p> <table border="1"><tr><td>警視</td><td>1人</td></tr><tr><td>警部補・巡査部長</td><td>3人</td></tr></table>	警視	1人	警部	1人	警部補・巡査部長	6人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人	警視	1人	警部補・巡査部長	3人	<p>（定員）</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）警察官 <u>1,190人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 警部 <u>126人</u></p> <p>ウ 警部補・巡査部長 <u>658人</u></p> <p>エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>344人</u></p> <p>（2）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p>
警視	1人												
警部	1人												
警部補・巡査部長	6人												
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人												
警視	1人												
警部補・巡査部長	3人												

巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人
----------------------------------	----

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。